

入札説明書

1. 物件名及び数量 プリンタートナー等の購入 一式（単価契約）
2. 入札公告日 令和8年2月20日
3. 入札及び開札日時
令和8年4月16日（木）（午前10：00締切）
（午前 9：50集合）
※紙入札を行う者は午前9時50分までに入札会場に集合してください。
4. 会 場 関東森林管理局 2階 小会議室
5. 契約期間 自 令和8年 4月16日
至 令和9年 3月31日

6. その他

入札者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めてください。

【配布資料】

- (1) 関東森林管理局署等競争契約入札心得
(ホームページからダウンロードし熟知すること。)
- (2) 契約書（案）、仕様書
- (3) 入札書
- (4) 入札内訳書（入札時、入札書に添付すること）
- (5) 証明書類提出様式
- (6) 委任状作成例

※入札公告のとおり、下記証明書等を令和8年4月13日（月）午後3時までに関東森林管理局経理課企画係に提出し、その審査をもって入札参加許可を受けて下さい。

- 【証明書等】
1. 資格確認通知書（写し）全省庁統一資格
 2. 会社概要等

※入札をする際には、入札書に単価及び金額を記入した内訳書を添付することとし、添付が無き入札書は無効とします。

(案)
物品売買契約書(単価)

支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村 孝典 (以下「甲」という。)と
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。)は、別添条項に
より契約を締結する。

案件名称	プリンタートナー等の購入 一式
品名・物件名	プリンタートナー等
数量(単位)	1式
仕様	仕様書のとおり
契約金額 (税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期間	令和08年04月16日 ~ 令和09年03月31日
納入場所	別紙「納入場所」のとおり
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し双方が署名を行ったものを電子調達システムで
保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

※紙契約を行う場合は以下の記載とする。

この契約書の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号
支出負担行為担当官
関東森林管理局長
松村 孝典

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇

条 件

第1条 売渡人（以下「乙」という。）は、契約期間中甲に引渡すべき物品について、メーカー純正品とし、その品質規格を保証するものとする。

第2条 物品の数量は、別紙内訳書のとおり予定するが、これに異動を生じ又は納品皆無のものがあっても異議を申し立てないものとする。

第3条 乙は、契約期間中買受人（（以下「甲」という。）（甲の指定した職員を含む。以下同じ。））が、別紙納品指示書により契約物品の引渡を請求したときは、甲が指示した数量を指定職員の指示する局署等へ納品するものとする。

なお、リコーのメンテナンスキット、定着ユニット及び転写ユニットについては、乙が納品時に取付交換まで行うこととする。

2. 乙は、上記1項の物品を納入する際、品質・規格・数量等及びトナー以外の物品については取付け後の動作確認に関し、納入場所となる各局署等の検査員の検査を受けなければならない。この検査に合格したときをもって契約物品の引渡を完了したものとし、所有権はこの時をもって甲に移転するものとする。

3. 乙は、前項により引渡をしたときは、納品書を甲に交付するものとする。

4. 乙は、上記1項の物品を入れ替えた時の使用済み物品については、無料にて回収することとする。

第4条 この契約による確定金額（以下「代金」という。）は、前条による検査に合格し、納品書を交付した総数量に契約単価を乗じて得た金額とする。

第5条 乙は、前条の代金について、契約期間経過後において支払請求書を甲に提出しその支払を受けるものとする。

2. 甲は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

第6条 乙は、代金について、毎1箇月分を取りまとめて甲に請求することができる。

2. 前項による支払については、前条第2項の規定を準用する。

第7条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

2. 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した遅延利息の額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

第8条 所有権移転後の物品であっても、甲が別紙内訳書の規格、品質に適合しない下級品があると認めるときは両者の協議により、乙は当該数量について引換をするものとする。

2. 乙の責に帰すべき事由により、甲の所有物に損害を与えたときは、乙は甲の指示に従いその損害を賠償するものとする。

第9条 乙は、この契約に属する権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させることはできない。

ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第10条 乙は、指定期日までに納品することができないときは、書面をもって申し出て甲の承認を得なければならない。

第11条 乙は天災その他不可抗力による場合を除き、納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、当該遅延物品の数量に当該契約単価を乗じて得た金額に、年3パーセントの割合で計算した額を遅滞違約金として、甲に支払うものとする。

2 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

第12条 納品された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下単に「履行の追完」という。)を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第11条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。

4 甲は第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

5 甲は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に乙に対して通知するものとする。

6 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第13条 甲は下記各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 第3条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第12条第1項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (4) 前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めたとき。

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第 15 条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

第 16 条 甲は、第 13 条又は第 14 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

第 17 条 甲は、第 11 条第 2 項又は第 12 条第 4 項に規定する場合のほか、乙がその責務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 債務の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

第 18 条 乙は、甲がこの契約に違反した結果、物品の納入が不可能になったときは、この契約を解除することができる。この場合甲は乙に違約金を支払わないものとする。

第 19 条 第 13 条又は第 14 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

第 20 条 この契約において、乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。この場合、甲の収納すべき金額が乙の債権額を超過するときは、乙は当該金額を甲の指示するところに従い指定期限までに納付するものとする。

第 21 条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

第22条 この契約について、紛争を生じたときは、甲乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

第23条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せずに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第24条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第25条 甲が第3条により指定する職員とは、各局署等の「（分任）支出負担行為担当官」とする。

(特約事項)

別紙1のとおり

納入場所

署名	郵便番号	住所	電話番号
関東森林管理局	371-8508	群馬県前橋市岩神町 4-16-25	027-210-1149
福島森林管理署	960-8055	福島県福島市野田町 7-10-4	024-535-0121
福島森林管理署白河支署	961-0074	福島県白河市郭内 128-1	0248-23-3135
会津森林管理署	965-8550	福島県会津若松市追手町 5-22	0242-27-3270
会津森林管理署南会津支署	967-0611	福島県南会津郡南会津町山口字村上 867	0241-72-2323
磐城森林管理署	979-0201	福島県いわき市四倉町字東 2-170-1	0246-66-1234
棚倉森林管理署	963-6131	福島県東白川郡棚倉町棚倉舘ヶ丘 73-2	0247-33-3111
茨城森林管理署	310-0852	茨城県水戸市笠原町 978-7	029-243-7211
日光森林管理署	321-1274	栃木県日光市土沢 1473-1	0288-22-1069
塩那森林管理署	324-0022	栃木県大田原市字田川 1787-15	0287-28-3125
群馬森林管理署	371-8508	群馬県前橋市岩神町 4-16-25	027-210-1203
利根沼田森林管理署	378-0018	群馬県沼田市鍛冶町 3923-1	0278-24-5535
吾妻森林管理署	377-0423	群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町 771-1	0279-75-3344
東京神奈川森林管理署	254-0046	神奈川県平塚市立野町 38-2	0463-32-2867
下越森林管理署	957-0052	新潟県新発田市大手町 4-4-15	0254-22-4146
下越森林管理署村上支署	958-0033	新潟県村上市緑町 3-1-13	0254-53-2151
中越森林管理署	949-6608	新潟県南魚沼市美佐島 61-8	025-772-2143
上越森林管理署	943-0172	新潟県上越市大道福田 555	025-524-2180
静岡森林管理署	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町 1-120	054-254-3401
天竜森林管理署	434-0012	静岡県浜松市浜名区中瀬 2663-1	053-588-5591
伊豆森林管理署	410-2401	静岡県伊豆市牧之郷 546-5	050-3160-6020
大井川治山センター	428-0411	静岡県榛原郡川根本町千頭 950-2	0547-59-3344
埼玉森林管理事務所	368-0005	埼玉県秩父市大野原 491-1	0494-23-1260
山梨森林管理事務所	400-0021	山梨県甲府市宮前町 7-7	055-253-1336
千葉森林管理事務所	263-0034	千葉県千葉市稲毛区稲毛 1-7-20	043-242-4656
高尾森林ふれあい推進センター	193-0844	東京都八王子市高尾町 2438-1	042-663-6689
関東森林管理局東京事務所	135-8375	東京都江東区東陽 6-1-42	03-3699-2512
小笠原総合事務所国有林課	100-2101	東京都小笠原村父島字東町 152	04998-2-2103

別紙

納品指示書

(プリントナー等)

令和 年 月 日

殿

(分任) 支出負担行為担当官
関東森林管理局長
(〇〇森林管理署長)

(担当) : 〇〇課〇〇係 〇〇 〇〇

プリントナー等の物品売買契約書(令和 年 月 日付契約)第3条により、
下記物品を令和 年 月 日までに納品願いたい。

No.	品名	品質規格	数量	単価	金額	備考
	合計					

検査調書

上記物品を検査し完納したことを認めます。

令和 年 月 日

検査職員

(注) 上記様式は業務の都合より一部変更することがある

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕 様 書

1. 契 約

- ① 契約は単価契約とし、配送料等納品にかかる経費は全て単価に含めることとする。
- ② 契約物品の単価及び数量については、別紙内訳書に示すとおりとする。ただし、予定数量については見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

2. 納 入

- ① 納品の指示及び納入場所は、契約書のとおりとする。
- ② 契約物品の納品については、メーカー純正品とする。
リサイクルトナーにおいても同様とする。
- ③ リコーのメンテナンスキット、定着ユニット及び転写ユニットについては、納品時に契約業者が取付交換まで行うこととする。
- ④ 納品された物品を交換した時に出る使用済み物品については、無料にて回収することとする。

3. 発注及び納品の流れ

- ① 納品指示書により注文を受け発注する。
- ② 納品は、納品書を添えて、納品指示書により検査を受けるものとする。
納品は、特別な理由がない限り発注を受けた日から2週間以内を原則とする。
- ③ 関東森林管理局内においては、
 - (1) 経理課企画係の指定場所へ納品する。



- (2) 注文のあった課にて納品検査をし、納品書に署名を受ける。



- (3) 署名を受けた納品書を経理課企画係に提出する。

4. その他

詳細な事項及び本仕様書等に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打ち合わせを行うものとし指示を受けるものとする。

内 訳 書

① リコー プリンター

	設置課	設置機種	品 名	コード番号	予定購入数量	単 価	金 額	No.
カラー	南会津支署	IPSiO SP C810	トナー C810H(シアン)大容量	635011	2			1
			トナー C810H(マゼンタ)大容量	635010	2			2
			トナー C810H(イエロー)大容量	635009	2			3
			トナー C810H(ブラック)大容量	635008	2			4
			感光体ドラム カラー C810	515264	1			5
			感光体ドラム ブラック C810	515265	1			6
			廃トナーボトル C810	515266	1			7
			中間転写ユニット	—	1			8
			定着ユニット	—	1			9
	福島森林管理署 会津森林管理署 棚倉森林管理署 山梨森林管理事務所 外	IPSiO SP C820	トナー C820H(シアン)大容量	515585	8			10
			トナー C820H(マゼンタ)大容量	515584	8			11
			トナー C820H(イエロー)大容量	515583	8			12
			トナー C820H(ブラック)大容量	515582	8			13
			感光体ドラム カラー C820	515594	4			14
			感光体ドラム ブラック C820	515595	4			15
			廃トナーボトル C810	515266	4			16
			中間転写ユニット	—	4			17
			定着ユニット	—	4			18
	企画調整課 経理課 保全課 森林整備課 資源活用課 群馬森林管理署 利根沼田森林管理署 吾妻森林管理署 中越森林管理署 天竜森林管理署 外	IPSiO SP C830	トナー C830H(シアン)大容量	600517	22			19
			トナー C830H(マゼンタ)大容量	600516	21			20
			トナー C830H(イエロー)大容量	600515	21			21
			トナー C830H(ブラック)大容量	600514	25			22
			感光体ドラム カラー C830	306544	12			23
			感光体ドラム ブラック C830	306543	11			24
			廃トナーボトル C830	306545	11			25
			中間転写ユニット	—	9			26
			定着ユニット	—	9			27
	会津森林管理署 磐城森林管理署 利根沼田森林管理署 下越森林管理署 静岡森林管理署 天竜森林管理署 伊豆森林管理署 千葉森林管理事務所 山梨森林管理事務所 小笠原総合事務所 上越森林管理署 外	RICOH SP C840	トナー C840H(シアン)大容量	600634	50			28
			トナー C840H(マゼンタ)大容量	600635	50			29
			トナー C840H(イエロー)大容量	600636	50			30
			トナー C840H(ブラック)大容量	600637	55			31
			感光体ドラム カラー C840	513661	22			32
			感光体ドラム ブラック C840	513662	22			33
			廃トナーボトル C840	513663	18			34
中間転写ユニット			—	16			35	
定着ユニット			—	16			36	

内 訳 書

	設置課	設置機種	品 名	コード番号	予定購入数量	単 価	金 額	No.
カラー	茨城森林管理署	SG7200	GC41K(ブラック)	515807	13			66
	茨城森林管理署	SG 3120SF	GC41C(シアン)	515808	12			67
	吾妻森林管理署	SG 3120SF	GC41M(マゼンダ)	515809	12			68
	下越森林管理署	SG 3120SF	GC41Y(イエロー)	515810	12			69
	静岡森林管理署	SG 3120SF	SG廃インクボックス IC41	515819	9			70
	山梨森林管理事務所	SG7200						
	山梨森林管理事務所	SG 3120SF						
	東京神奈川森林管理署 外	SG 3120SF						
	経理課	IP C6020	トナー P C6000H(シアン)	600684	22			71
	静岡森林管理署	IP C6020	トナー P C6000H(マゼンタ)	600685	22			72
	高尾森林ふれあい推進センター	IP C6010	トナー P C6000H(イエロー)	600686	22			73
	棚倉森林管理署 外	IP C6020	トナー P C6000H(ブラック)	600683	24			74
			ドラムユニット カラー P C6000	514488	4			75
			ドラムユニット ブラック P C6000	514487	5			76
			定着ユニット	—	4			77
			転写ユニット	—	4			78
	治山課 総務課 群馬森林管理署 埼玉森林管理事務所 外	IP C8510	トナー IP C8500H(シアン)	600727	15			79
		IP C8510	トナー IP C8500H(マゼンタ)	600726	15			80
		IP C8510	トナー IP C8500H(イエロー)	600723	15			81
IP C8500		トナー IP C8500H(ブラック)	600722	19			82	
		ドラムユニットカラー IP C8500	514954	8			83	
		ドラムユニットブラック IP C8500	514955	8			84	
		SP 廃トナーボトル C840	513663	4			85	
		中間転写ユニット	—	4			86	
		定着ユニット	—	4			87	
モノクロ	茨城森林管理署 東京事務所 外	IPSIO SP6320	トナーカートリッジ 6100HRE(大容量)リサイクルトナー	515470	7			88
		IPSIO SP6220	定期交換部品キット(SP6220用)	—	1			89
			定期交換部品キット(SP6330用)	—	3			90
	経理課	RICOH SP6430	トナー 6400H大容量	600572	1			91
			ドラムユニット 6400	512684	1			92
			定期交換部品キット(SP6430用)	—	1			93
				小計	1,499			

内 訳 書

② リコー 複合機・複写機

	設置課	設置機種	品 名	コード番号	予定購入数量	単 価	金 額	No.
モノクロ	経理課	imagio MP1300	トナー タイプ28 ブラック	600470	15			94
	会津森林管理署	imagio Neo135	トナーキット タイプ50 ブラック	600471	1			95
	吾妻森林管理署	imagio MP1300						
	伊豆森林管理署	imagio Neo135						
	白河支署	imagio Neo135						
	山梨森林管理事務所	imagio Neo135						
	外							
	茨城森林管理署	RICOH MP1301SPF	トナーキット ブラック 1601	600230	8			96
	群馬森林管理署	RICOH MP1301SPF						
	外							
カラー	福島森林管理署	MP C2504	トナーブラック C2503	600281	2			97
	外		トナーイエロー C2503	600282	2			98
			トナーマゼンタ C2503	600283	2			99
			トナーシアン C2503	600284	2			100
			感光体ユニット ブラック	—	1			101
			感光体ユニット シアン	—	1			102
			感光体ユニット マゼンタ	—	1			103
		感光体ユニット イエロー	—	1			104	
モノクロ	千葉森林管理事務所	SP3700SF	SPTナーカートリッジ3700H	513826	3			105
	福島森林管理署	SP3700						
	外							
				小計	39			

内 訳 書

④ エプソン 大判プリンター

	設置課	設置機種	品 名	コード番号	予定購入数量	単 価	金 額	No.
カラー	吾妻森林管理署 山梨森林事務所 外	SC-T5MFP2 SC-T52MFP	SC1BK11(フォトブラック)	—	2			130
			SC1MB11(マッドブラック)	—	2		131	
			SC1C11(シアン)	—	2		132	
			SC1M11(マゼンタ)	—	2		133	
			SC1Y11(イエロー)	—	2		134	
	山梨森林事務所 外	SC-T5255D	SC1BK35(フォトブラック)	—	1			135
			SC1MB35(マッドブラック)	—	1		136	
			SC1C35(シアン)	—	1		137	
			SC1M35(マゼンタ)	—	1		138	
			SC1Y35(イエロー)	—	1		139	
				小計	15			

⑤ キヤノン プリンター

	設置課	設置機種	品 名	コード番号	予定購入数量	単 価	金 額	No.
カラー	磐城森林管理署 下越森林管理署 外	imagePROGRAF IPF710 imagePROGRAF IPF760	インクタンク PFI-102MBK(マッドブラック)	0894B001	3			140
			インクタンク PFI-102BK(ブラック)	0895B001	3		141	
			インクタンク PFI-102M(マゼンタ)(IPF610,710用)	0897B001	2		142	
			インクタンク PFI-104M(マゼンタ)(IPF750~760用)	3631B001	1		143	
			インクタンク PFI-102Y(イエロー)	0898B001	3		144	
			インクタンク PFI-102C(シアン)	0896B001	3		145	
			メンテナンスカートリッジMC-07(IPF710用)	1320B007	1		146	
			メンテナンスカートリッジMC-10(IPF760~780用)	1320B013	2		147	
	会津森林管理署 日光森林管理署 南会津支署 外	imagePROGRAF IPF780	インクタンク PFI-107MBK(マッドブラック)	6704B001	3			148
			インクタンク PFI-107BK(ブラック)	6705B001	3		149	
			インクタンク PFI-107C(シアン)	6706B001	3		150	
			インクタンク PFI-107M(マゼンタ)	6707B001	3		151	
			インクタンク PFI-107Y(イエロー)	6708B001	3		152	
				小計	33			

内 訳 書

⑥ キヤノン 大判プリンター

	設置課	設置機種	品 名	コード番号	予定購入数量	単 価	金 額	No.
カラー	技術普及課	imagePROGRAF-TM300	インクタンク PFI-320MBK(マットブラック)	2889C001	15			153
	福島森林管理署	imagePROGRAF-TM300	インクタンク PFI-320BK(ブラック)	2890C001	14			154
	塩那森林管理署	imagePROGRAF-TM300	インクタンク PFI-320C(シアン)	2891C001	14			155
	群馬森林管理署	imagePROGRAF-TM300	インクタンク PFI-320M(マゼンタ)	2892C001	12			156
	利根沼田森林管理署	imagePROGRAF-TM300 MFP	インクタンク PFI-321M(マゼンタ)	6269C001	2			157
	白河支署	imagePROGRAF-TM300	インクタンク PFI-320Y(イエロー)	2893C001	14			158
	村上支署	imagePROGRAF-TM305	メンテナンスカートリッジ MC-31	1156C004	10			159
	中越森林管理署	imagePROGRAF-TM300	プリントヘッド PF-06	2352C001	10			160
	天竜森林管理署	imagePROGRAF-TM300						
	棚倉森林管理署	imagePROGRAF-TM300						
	保全課	imagePROGRAF-TM350						
	治山課	imagePROGRAF-TM355						
	外							
				小計	91			

小 計	2,648	個	
消費税	10%		
合 計			

入札書

物件の名称 プリンタートナー等の購入 一式（単価契約）

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※上記入札金額は別添「内訳書」の「合計」欄と一致。
金額の頭に¥マークを付けること。

上記金額で関東森林管理局署等競争契約入札心得、入札公告、契約条項等、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。
なお、上記入札金額の内訳は別添「内訳書」のとおりです。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

住 所

会社名

代表者氏名

代理人

入札内訳書

① リコー プリンター

品名	コード番号	予定購入数量	単価	金額	No.
トナー C810H(シアン)大容量	635011	2			1
トナー C810H(マゼンタ)大容量	635010	2			2
トナー C810H(イエロー)大容量	635009	2			3
トナー C810H(ブラック)大容量	635008	2			4
感光体ドラム カラー C810	515264	1			5
感光体ドラム ブラック C810	515265	1			6
廃トナーボトル C810	515266	1			7
中間転写ユニット	—	1			8
定着ユニット	—	1			9
トナー C820H(シアン)大容量	515585	8			10
トナー C820H(マゼンタ)大容量	515584	8			11
トナー C820H(イエロー)大容量	515583	8			12
トナー C820H(ブラック)大容量	515582	8			13
感光体ドラム カラー C820	515594	4			14
感光体ドラム ブラック C820	515595	4			15
廃トナーボトル C810	515266	4			16
中間転写ユニット	—	4			17
定着ユニット	—	4			18
トナー C830H(シアン)大容量	600517	22			19
トナー C830H(マゼンタ)大容量	600516	21			20
トナー C830H(イエロー)大容量	600515	21			21
トナー C830H(ブラック)大容量	600514	25			22
感光体ドラム カラー C830	306544	12			23
感光体ドラム ブラック C830	306543	11			24
廃トナーボトル C830	306545	11			25
中間転写ユニット	—	9			26
定着ユニット	—	9			27
トナー C840H(シアン)大容量	600634	50			28
トナー C840H(マゼンタ)大容量	600635	50			29
トナー C840H(イエロー)大容量	600636	50			30
トナー C840H(ブラック)大容量	600637	55			31
感光体ドラム カラー C840	513661	22			32
感光体ドラム ブラック C840	513662	22			33
廃トナーボトル C840	513663	18			34
中間転写ユニット	—	16			35
定着ユニット	—	16			36
	小計	505			

住所

会社名

代表者氏名

代理人

入 札 内 訳 書

品 名	コード番号	予定購入数量	単 価	金 額	No.
トナー C710(シアン)	515289	7			37
トナー C710(マゼンタ)	515290	7			38
トナー C710(イエロー)	515291	7			39
トナー C710(ブラック)	515292	10			40
ドラムユニット カラー C710	515308	3			41
ドラムユニット ブラック C710	515296	3			42
定着ユニット	—	3			43
転写ユニット	—	3			44
トナー C740H(シアン)大容量	600585	110			45
トナー C740H(マゼンタ)大容量	600586	110			46
トナー C740H(イエロー)大容量	600587	110			47
トナー C740H(ブラック)大容量	600584	140			48
ドラムユニット カラー C740	512768	45			49
ドラムユニット ブラック C740	512767	45			50
定着ユニット	—	30			51
転写ユニット	—	30			52
トナー C310H(シアン)大容量	308501	1			53
トナー C310H(マゼンタ)大容量	308502	1			54
トナー C310H(イエロー)大容量	308503	1			55
トナー C310H(ブラック)大容量	308500	1			56
インクカートリッジ ブラック CW2200	600203	5			57
インクカートリッジ シアン CW2200	600204	7			58
インクカートリッジ マゼンタ CW2200	600205	5			59
インクカートリッジ イエロー CW2200	600206	6			60
廃インクボックス タイプCW2200	315509	5			61
トナーキット ブラック IM C2000	600436	7			62
トナーキット イエロー IM C2000	600437	7			63
トナーキット マゼンタ IM C2000	600438	7			64
トナーキット シアン IM C2000	600439	7			65
小計		723			

住所

会社名

代表者氏名

代理人

入 札 内 訳 書

3 / 6

品 名	コード番号	予定購入数量	単 価	金 額	No.
GC41K(ブラック)	515807	13			66
GC41C(シアン)	515808	12			67
GC41M(マゼンダ)	515809	12			68
GC41Y(イエロー)	515810	12			69
SG廃インクボックス IC41	515819	9			70
トナー P C6000H(シアン)	600684	22			71
トナー P C6000H(マゼンタ)	600685	22			72
トナー P C6000H(イエロー)	600686	22			73
トナー P C6000H(ブラック)	600683	24			74
ドラムユニット カラー P C6000	514488	4			75
ドラムユニット ブラック P C6000	514487	5			76
定着ユニット	—	4			77
転写ユニット	—	4			78
トナー IP C8500H(シアン)	600727	15			79
トナー IP C8500H(マゼンタ)	600726	15			80
トナー IP C8500H(イエロー)	600723	15			81
トナー IP C8500H(ブラック)	600722	19			82
ドラムユニットカラー IP C8500	514954	8			83
ドラムユニットブラック IP C8500	514955	8			84
SP 廃トナーボトル C840	513663	4			85
中間転写ユニット	—	4			86
定着ユニット	—	4			87
トナーカートリッジ 6100HRE(大容量)リサイクルトナー	515470	7			88
定期交換部品キット(SP6220用)	—	1			89
定期交換部品キット(SP6330用)	—	3			90
トナー 6400H大容量	600572	1			91
ドラムユニット 6400	512684	1			92
定期交換部品キット(SP6430用)	—	1			93
小計		271			

住所

会社名

代表者氏名

代理人

② リコー 複合機・複写機

品 名	コード番号	予定購入数量	単 価	金 額	No.
トナー タイプ28 ブラック	600470	15			94
トナーキット タイプ50 ブラック	600471	1			95
トナーキット ブラック 1601	600230	8			96
トナーブラック C2503	600281	2			97
トナーイエロー C2503	600282	2			98
トナーマゼンタ C2503	600283	2			99
トナーシアン C2503	600284	2			100
感光体ユニット ブラック	—	1			101
感光体ユニット シアン	—	1			102
感光体ユニット マゼンタ	—	1			103
感光体ユニット イエロー	—	1			104
SPTナーカートリッジ3700H	513826	3			105
	小計	39			

③ エプソン複合機

品 名	コード番号	予定購入数量	単 価	金 額	No.
環境推進トナー LPC3T33CV(シアン) Mサイズ	—	5			106
環境推進トナー LPC3T33MV(マゼンタ) Mサイズ	—	5			107
環境推進トナー LPC3T33YV(イエロー) Mサイズ	—	5			108
環境推進トナー LPC3T33KV(ブラック) Mサイズ	—	5			109
感光体ユニット カラー LPC3K17(シアン)	—	3			110
感光体ユニット カラー LPC3K17(マゼンタ)	—	2			111
感光体ユニット カラー LPC3K17(イエロー)	—	2			112
感光体ユニット モノクロ LPC3K17K	—	3			113
廃トナーボックス LPC3H17	—	3			114
ICBK61A1(ブラック)	—	55			115
ICC65A1(シアン)	—	50			116
ICM65A1(マゼンタ)	—	50			117
ICY65A1(イエロー)	—	50			118
ICBK76(ブラック)	—	130			119
ICC76(シアン)	—	110			120
ICM76(マゼンタ)	—	110			121
ICY76(イエロー)	—	110			122
メンテナンスボックス PXMB3	—	25			123
IB07KB(ブラック増量)	—	47			124
IB07CB(シアン増量)	—	42			125
IB07MB(マゼンタ増量)	—	42			126
IB07YB(イエロー増量)	—	42			127
IB07CL4B(4色パック)	—	52			128
メンテナンスボックス PXMB9	—	23			129
	小計	971			

住所

会社名

代表者氏名

代理人

④ エプソン 大判プリンター

品名	コード番号	予定購入数量	単価	金額	No.
SC1BK11(フォトブラック)	---	2			130
SC1MB11(マッドブラック)	---	2			131
SC1C11(シアン)	---	2			132
SC1M11(マゼンタ)	---	2			133
SC1Y11(イエロー)	---	2			134
SC1BK35(フォトブラック)	---	1			135
SC1MB35(マッドブラック)	---	1			136
SC1C35(シアン)	---	1			137
SC1M35(マゼンタ)	---	1			138
SC1Y35(イエロー)	---	1			139
	小計	15			

⑤ キヤノン プリンター

品名	コード番号	予定購入数量	単価	金額	No.
インクタンク PFI-102MBK(マッドブラック)	0894B001	3			140
インクタンク PFI-102BK(ブラック)	0895B001	3			141
インクタンク PFI-102M(マゼンタ)(IPF610,710用)	0897B001	2			142
インクタンク PFI-104M(マゼンタ)(IPF750~760用)	3631B001	1			143
インクタンク PFI-102Y(イエロー)	0898B001	3			144
インクタンク PFI-102C(シアン)	0896B001	3			145
メンテナンスカートリッジMC-07(IPF710用)	1320B007	1			146
メンテナンスカートリッジMC-10(IPF760~780用)	1320B013	2			147
インクタンク PFI-107MBK(マッドブラック)	6704B001	3			148
インクタンク PFI-107BK(ブラック)	6705B001	3			149
インクタンク PFI-107C(シアン)	6706B001	3			150
インクタンク PFI-107M(マゼンタ)	6707B001	3			151
インクタンク PFI-107Y(イエロー)	6708B001	3			152
	小計	33			

住所

会社名

代表者氏名

代理人

⑥ キヤノン 大判プリンター

品 名	コード番号	予定購入数量	単 価	金 額	No.
インクタンク PFI-320MBK(マットブラック)	2889C001	15			153
インクタンク PFI-320BK(ブラック)	2890C001	14			154
インクタンク PFI-320C(シアン)	2891C001	14			155
インクタンク PFI-320M(マゼンタ)	2892C001	12			156
インクタンク PFI-321M(マゼンタ)	6269C001	2			157
インクタンク PFI-320Y(イエロー)	2893C001	14			158
メンテナンスカートリッジ MC-31	1156C004	10			159
プリントヘッド PF-06	2352C001	10			160
	小計	91			

合 計	入札書に記載する金額と一致	2,648	個	
-----	---------------	-------	---	--

住所

会社名

代表者氏名

代理人

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

住 所

商号又は名称
代表者役職氏名

令和8年 2月20日公告
プリンタートナー等の購入 一式（単価契約）

一般競争入札の参加資格の下記証明書類について、別紙のとおり提出します。
なお、記載事項に関する照会については、下記担当までご連絡願います。

記

- ① 令和7・8・9年度 全省庁統一資格の審査結果通知書の写し
- ② 会社概要

（担当）

- 1 所属部課名：
- 2 役 職：
- 3 担当者氏名：
- 4 電話番号：
- 5 メールアドレス：

作成例

様式第6号（第4条）

委任状

代理人氏名 関東 太郎

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和〇〇年△月□□日

入札日を記入

2 件名 物品の購入 ○号物件 ○〇〇〇

物件名を記入

3 入札に関する一切の件

令和〇〇年△月□□日

委任された日付を記入

全省庁資格確認通知書に記載された住所・会社名・代表者役職・氏名を記入(ゴム印でも可)

住所 ○〇県△△市□□町1-2-3

商号又は名称 ○△株式会社

代表者氏名 代表取締役 関東 次郎

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

代表者より入札に係る委任を受けている場合は、あらかじめ提出してください。
なお、代理人から復代理人に委任をされる場合においても再度委任状が必要となりますので注意してください。

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。